

モゲチェックパートナーポリシー

モゲチェックパートナーである事業者(以下「モゲチェックパートナー」という。)が 株式会社MFS(モゲチェック運営会社。以下「MFS」という。)のために行うモゲチェック紹介業務の範囲について、以下のとおりと定義し、モゲチェックパートナーは、以下の内容を遵守することをMFSに約するものとする。

1. 住宅ローン診断サービスの紹介と登録誘導

- (1) 住宅ローン診断サービスにより、住宅ローンに関する情報提供を受けられることを説明すること。
- (2) 住宅ローン診断サービスの登録に必要な箇所を示すこと。

〈注意点〉

住宅ローン診断サービス登録における対価について、モゲチェックパートナーがユーザーへ供与することを禁止する。

2. 住宅ローン診断サービス操作方法の説明 「住宅ローン診断サービス登録手順書」に記載された範囲内の説明をすること。

3. 住宅ローン診断サービスで表示された住宅ローンの説明

- (1) 住宅ローン診断サービスに記載されている情報の範囲内で説明すること。
- (2) 住宅ローン診断サービスから遷移した銀行ホームページに記載されている情報の範囲内で説明すること。

4. 検討顧客が決定した住宅ローンの本審査申込で、提出する必要書類に関する助言

(例:重要事項説明書とは何か、課税証明書とは何かなど、一般的な説明に限る)

〈注意点〉

個別書類の作成代行、記載漏れのチェックをするなどの行為は禁止とする。

5. 購入する不動産の売買契約についての決済スケジュールや決済金額について、検討顧客と不動産業者の間に立ったアレンジ・調整

〈注意点〉

検討顧客と金融機関との間の調整行為は禁止とする。

6. 住宅ローンの一般的な仕組みに関する説明

制定日:2024年6月1日

改定日:2025年7月1日